平成２１年（フ）第５４９号
福井県越前市本保町第10号34番地
債務者　河野　智美（旧姓岩泉）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
福井県越前市深草１丁目13番25号、旧住所福井県越前市北府３丁目14番５号　７番
債務者　奥村　久孝
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
福井市渡町206番地
債務者　齊藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
長野県飯山市大字飯山3170番地１号
債務者　關　　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
長野県飯山市大字飯山3170番地１号
債務者　關　ツギ子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
岐阜県高山市上一之町36番地
債務者　永井　泰雄
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第３１３７号
名古屋市緑区横吹町128番地　グレイス横吹102号
債務者　村田美紀枝
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１４号
愛知県江南市藤ケ丘５丁目１番地４　江南団地85棟302号
債務者　永井　　正
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２２４号
三重県津市上浜町６丁目96番地３
債務者　小林とし子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４０号
鳥取県鳥取市今町２丁目381番地
債務者　吉岡光之助
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５１号
鳥取県鳥取市松並町２丁目115番地　ベルビュー松並Ｂ―103号
債務者　徳永佐代子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５５号
鳥取県鳥取市本町３丁目104番地　本町マンションＡ303号、旧住所鳥取県八頭郡智頭町大字奥本36番地５
債務者　小山　　潤
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１５号
東伯郡琴浦町大字太一垣10番地３　町住20号
債務者　岸本　健二
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１１６号
東伯郡琴浦町大字太一垣10番地３　町住20号
債務者　岸本加代子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第２００号
広島県尾道市因島土生町1813番地１
債務者　橋本ナヲミ
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
福岡県嘉麻市鴨生122番地25
債務者　柳迫　芳子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２１３号
福岡県嘉麻市鴨生191番地
債務者　田中　桃代
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部